



# 島根県報

平成25年3月26日（火）

号外第35号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【人委規則】**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

2

**人 事 委 員 会 規 則**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第3号**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「  
別表第6中 〔浜田市弥栄町木都賀 〕〔浜田警察署杵束駐在所 〕 を削り、「浜田警察署安城  
」

駐在所」を「浜田警察署弥栄駐在所」に改め、

「  
〔雲南市木次町平田 〕〔雲南警察署温泉駐在所 〕 及び  
」

「  
〔大田市三瓶町志学 〕〔大田警察署志学駐在所 〕 を削る。  
」

**附 則**

この規則は、平成25年 3月28日から施行する。